



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

労務アシスト通信 α

1
2023

〒252-0206 相模原市中央区淵野辺 3-15-1-3F

電話：042-704-9860 FAX：042-704-9861

メール：main@roumu-assist.com HP：https://roumu-assist.com/

重要政策

令和4年度第2次補正予算が成立 雇用関係助成金の見直し内容は？

令和 4 年 12 月初旬、令和 4 年度第 2 次補正予算が可決・成立しました。この補正予算の内容は、一般会計の歳出総額が 28 兆 9,222 億円。厚生労働省関係では、追加額 4 兆 7,858 億円（うち一般会計 4 兆 6,137 億円）が計上されており、「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ等にも 7,444 億円が投じられることになりました。たとえば、雇用関係の助成金については、次のような見直しが行われることになりました。

.....物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策に基づく雇用関係助成金の見直し.....

- ☐ 企業内における事業展開等に伴う労働者のスキル習得を支援する「人材開発支援助成金（事業展開等リスクリソング支援コース）」の創設
- ☐ 「キャリアアップ助成金」による非正規雇用労働者の処遇改善
- ☐ 「特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）」を活用した就職困難者の人材育成の推進
- ☐ 賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向を支援する「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」の創設
- ☐ 賃金上昇を伴う早期再就職を支援する「労働移動支援助成金」の見直し
- ☐ 賃金上昇を伴う中高年齢者の中途採用の拡大を支援する「中途採用等支援助成金」の見直し

★雇用関係の助成金については、令和 4 年 12 月から雇用調整助成金の特例措置を縮小する（一定の場合を除き、原則的な内容に戻す）こととされ、積極的に物価高の克服、コロナ禍で落ち込んだ経済の再生を目指す方向に舵が切られつつあります。その第一歩といえる見直しが行われました。

決定済み・
施行待ちの改正

賃金のデジタル払い 令和5年4月から可能に

令和 4 年 11 月下旬、いわゆる賃金のデジタル払いを可能とするための「労働基準法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 158 号）」が公布されました。施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日とされています。この改正の概要は、次のとおりです。



.....いわゆる賃金のデジタル払いが可能に 労働基準法施行規則の改正の概要.....

賃金の支払方法については、通貨のほか、労働者の同意を得た場合には、銀行その他の金融機関の預金又は貯金の口座への振込み等によることができることとされています。

キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、資金移動業者の口座への資金移動を給与受取に活用するニーズも一定程度見られることも踏まえ、この度、使用者が、労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）ができることとしました。

資金移動業者の指定要件等については、労働政策審議会労働条件分科会において、公労使の代表に議論いただいた上で、定められました。

資金移動業者の指定に係る一定の要件としては、たとえば次のようなものがあります。

- ① 賃金支払に係る口座残高の上限額を 100 万円以下に設定していること又は 100 万円を超えた場合でも速やかに 100 万円以下にするための措置を講じていること。
- ② 破綻などにより口座残高の受取が困難となったときに、労働者に口座残高の全額を速やかに弁済することを保証する仕組みを有していること。
- ③ 労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由により口座残高に損失が生じたときに、その損失を補償する仕組みを有していること。

★賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取の選択肢の1つです。会社側は、希望しない労働者に強制してはなりません。あくまでも、社員の同意を得ることが前提の制度となっています。政府の強い要望で実現したもののですが、企業としては、メリットとデメリットを見極める必要があるでしょう。

要確認

「令和5年版 源泉徴収のしかた」を公表(国税庁)

源泉徴収

国税庁から、「令和5年版 源泉徴収のしかた」が公表されました。これは、会社や商店などで通常行う源泉徴収事務の概要を説明したものです。なかでも、最も重要といえるのは「給与所得の源泉徴収事務」ですが、そのほか、「退職所得の源泉徴収事務」なども取り上げられています。

.....「令和5年版 源泉徴収のしかた」／給与所得の源泉徴収事務（基本を確認）.....

